

本県森林・林業の現状と課題

本県森林・林業の現状と課題

1 森林・林業基本計画

- (1) 概要 . . . 1
- (2) 対象森林 . . . 2
- (3) 基本的な考え方 . . . 3
- (4) 「林業経営の安定」の方向 . . . 4
- (5) 「森林の機能保全」の方向 . . . 5

2 「林業経営の安定」の主な取組

- (1) 一体的な作業 . . . 6
- (2) 機械化 . . . 7
- (3) 路網整備 . . . 8
- (4) 原木生産 . . . 9

3 「森林の機能保全」の主な取組

- (1) 荒廃森林の再生 . . . 10
- (2) 保安林の指定 . . . 11
- (3) 治山施設の整備 . . . 12
- (4) 自然林への移行 . . . 13

4 森林の荒廃

- (1) 再生状況 . . . 14
- (2) 今後の予測 . . . 15

1 森林・林業基本計画 (1) 概要

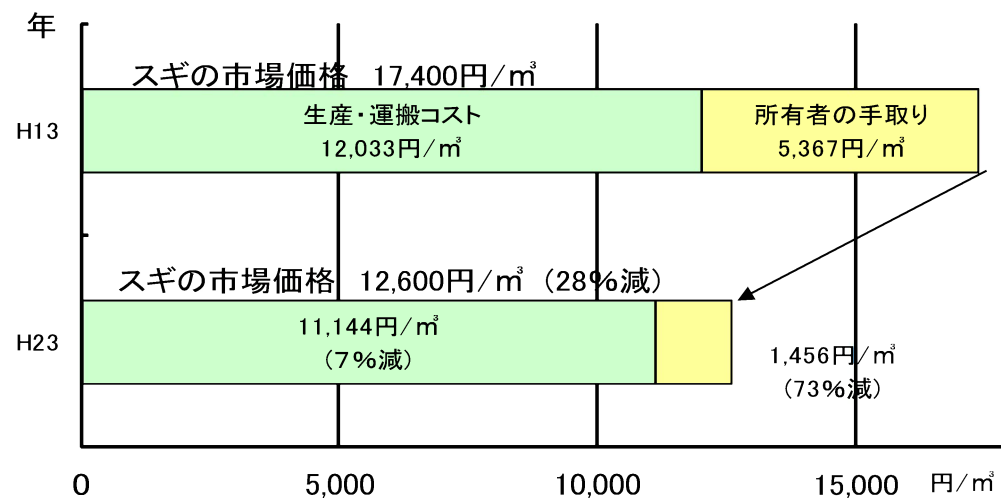


福岡県森林・林業
基本計画

○県総合計画を支える個別計画であり、本県森林・林業に係る今後の県の施策を具体的に示した、「福岡県森林・林業基本計画」を平成25年3月に策定

■計画策定に当たっての背景
(木材価格はコスト削減努力を超え、大幅に下落)

木材価格と所有者の手取り(山元立木価格)の推移(試算)



福岡県

福岡県森林・林業基本計画

持続可能な林業経営の確立と
健全な森林づくりを目指して

平成25年3月

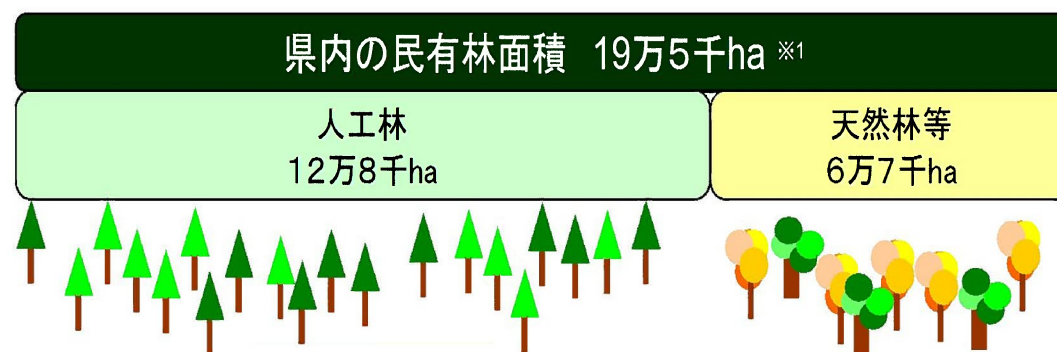
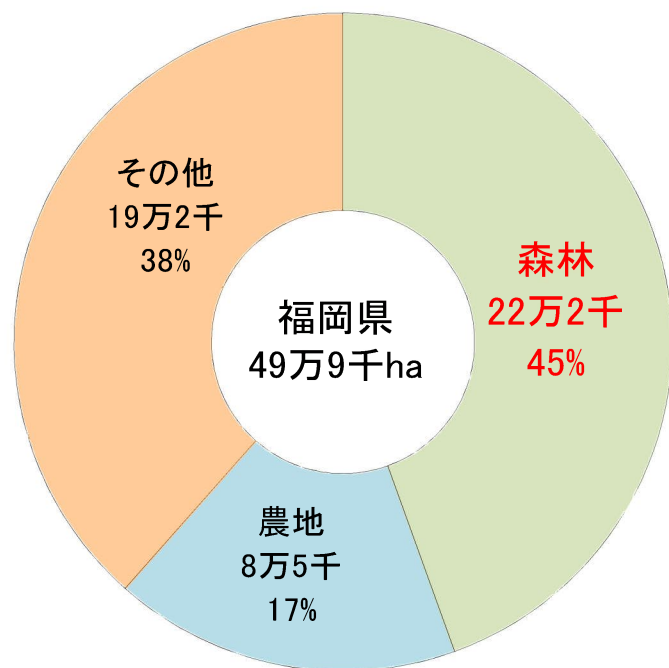
(計画期間 : 平成25年度～平成29年度)

1 森林・林業基本計画 (2) 対象森林



福岡県森林・林業
基本計画

- 基本計画の対象森林は、県内森林22万2千haのうち、
国有林等の2万7千haを除いた、民有林19万5千ha
- 12万8千haの人工林と、6万7千haの天然林等で構成される



※1 県内の森林面積は22万2千ヘクタール
うち、民有林面積は、国有林等の2万7千ヘクタールを除いた、
19万5千ヘクタール

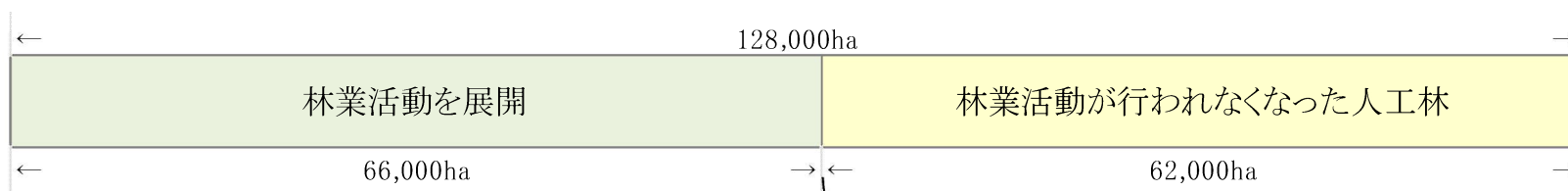
1 森林・林業基本計画 (3) 基本的な考え方



福岡県森林・林業
基本計画

■ 森林環境税導入前

人工林12万8千haで林業振興策を網羅的に実施してきたが、木材価格の下落や人件費の高騰により、林業の収益性が悪化し、一部で林業活動が行われなくなる

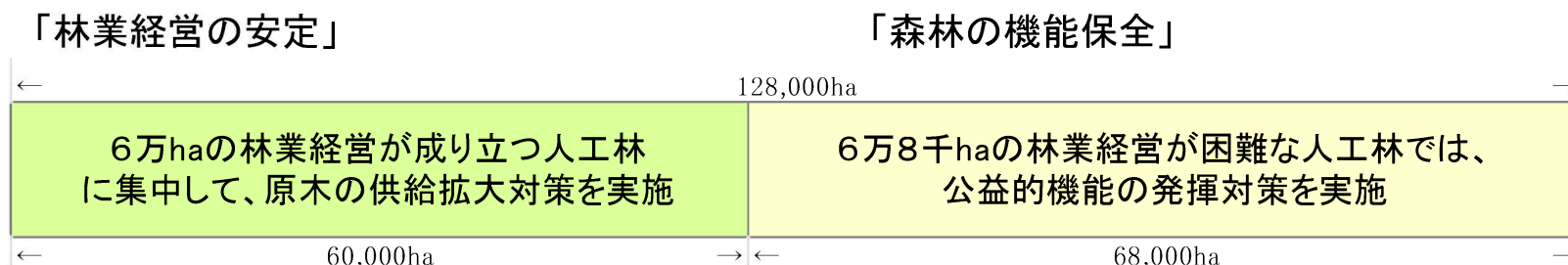


現地¹の抽出調査を行い、約2万9千haの人工林が荒廃していると推計

荒廃森林
(約29,000ha)

■ 基本計画策定後 (森林環境税導入後)

○ 森林・林業を取り巻く情勢が厳しさを増していることを踏まえ、「林業経営の安定」と「森林の機能保全」の視点で、それぞれに応じた施策を展開



1 森林・林業基本計画 (4)「林業経営の安定」の方向



福岡県森林・林業
基本計画

- 林業経営が成り立つ人工林6万haで、一体的な作業の推進、高性能林業機械の導入、路網整備を集中し、生産性を向上
- 併せて主伐も推進し、生産量を拡大

■ 目指す方向

○ 森林の世代サイクルを回復します

林業経営が成り立つ人工林に原木生産拡大の施策を集中するとともに、適正な管理が見込めない人工林は自然林への移行を誘導します。また、林業経営は間伐中心から主伐中心へ誘導します。

○ 県産材の競争力を強化し、需要を拡大します

低コストで均質な原木の供給力の強化と、品質や性能が確かな製材品の供給力の向上を図ります。また、住宅事業者等との連携や公共施設での活用を促進するとともに、間伐材や製材端材はチップ化で利用先を開拓します。

○ 経営感覚に優れた担い手を育成します

森林組合の組織・機能の強化と、民間事業者の技術力の向上を図るとともに、林業への若者の参入と定着を促進します。

○ 山村地域での収入機会を拡大します

主要な特産物は生産・販売の工夫で収益性の向上を図ります。また、未利用資源の活用を進めるとともに、都市住民の山村への訪問を促進します。

1 森林・林業基本計画 (5)「森林の機能保全」の方向



福岡県森林・林業
基本計画

○林業経営が困難な6万8千haの人工林では、荒廃森林の再生を進めるとともに、手入れをほとんど必要とせずに、公益的機能が発揮できる「自然林」への移行を推進

■目指す方向

○ 森林の世代サイクルを回復します

林業経営が成り立つ人工林に原木生産拡大の施策を集中するとともに、適正な管理が見込めない人工林は自然林への移行を誘導します。
また、林業経営は間伐中心から主伐中心へ誘導します。

○ 森林の持つ公益的機能を計画的に保全します

荒廃森林の着実な再生を図るとともに、森林の計画的な整備で防災機能を強化します。
また、森林・林業に対する県民の理解を促進します。

2 「林業経営の安定」の主な取組 (1) 一体的な作業

- 森林の所有構造は、所有面積1ha未満が所有者の約7割を占めるなど、小規模・零細。また、不在村者が保有する森林面積の割合は、約3割
- 森林組合を中心に「森林経営計画」を作成し、一体的な作業を推進

■森林の所有規模

	所有者数		面積	
	人数(人)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
1ha未満	89,979	72	26,772	14
1～20ha未満	34,488	28	110,459	57
20～50ha未満	648	0	18,956	9
50～100ha未満	164	0	11,459	6
100ha以上	108	0	26,864	14
合計	125,387	100	194,510	100

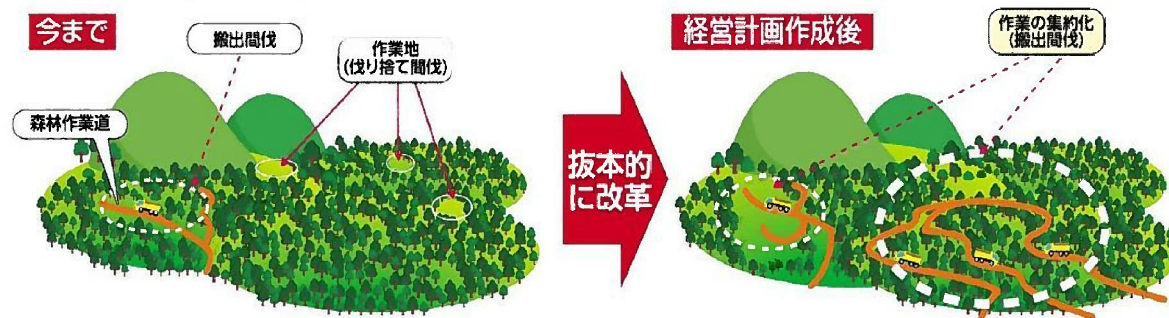
■森林経営計画の作成者別計画面積

計画作成者	県	市町村等	森林組合	民間事業体	個人	計
森林経営計画面積	40	4,176	29,593	623	1,621	36,053
(割合)	0%	12%	82%	2%	4%	100%

■不在村森林所有者

区分	民有林全体		うち不在村			
	員数	面積(ha)	員数	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
市町村	①	②	③	④ ③/①	⑤	⑥ ⑤/②
県総数	125,387	194,510	36,135	29	55,476	29
八女市	14,025	30,723	3,622	26	7,232	24
北九州市	9,510	15,851	1,895	20	5,096	32
添田町	3,296	10,167	1,050	32	4,664	46
朝倉市	6,232	11,827	1,677	27	3,326	28
みやこ町	5,291	9,119	1,804	34	3,265	36

<森林経営計画のイメージ>



2 「林業経営の安定」の主な取組 (2) 機械化

- 高性能林業機械の導入は、平成3年の台風17、19号の被害木整理に伴い、県内で初めて導入された
- 森林組合等では、木材生産現場での効率性向上に向け随時導入が進み、平成27年度末現在で104台を保有

■高性能林業機械を活用した木材生産

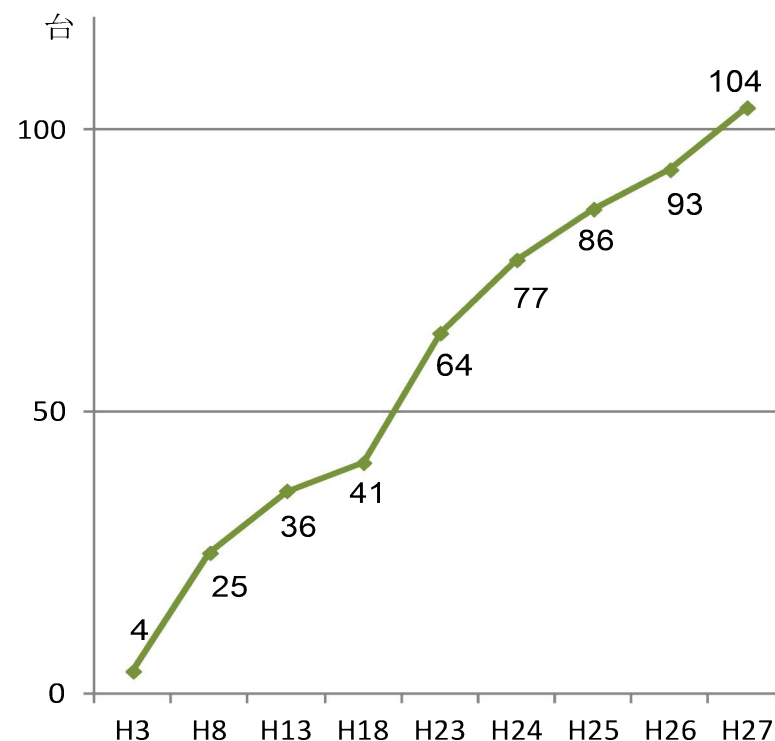
- 1 プロセッサによる造材



- 2 フォワーダによる搬出



■高性能林業機械の保有台数の推移



2 「林業経営の安定」の主な取組 (3) 路網整備

○木材を搬出する際の基幹となる林道と、その支線となる森林作業道の整備は、原木生産のみならず、植栽や下刈り・間伐等の保育においても作業の効率化が図られ、コスト削減につながるため、県では関係機関と連携し、路網ネットワークの整備を進めている

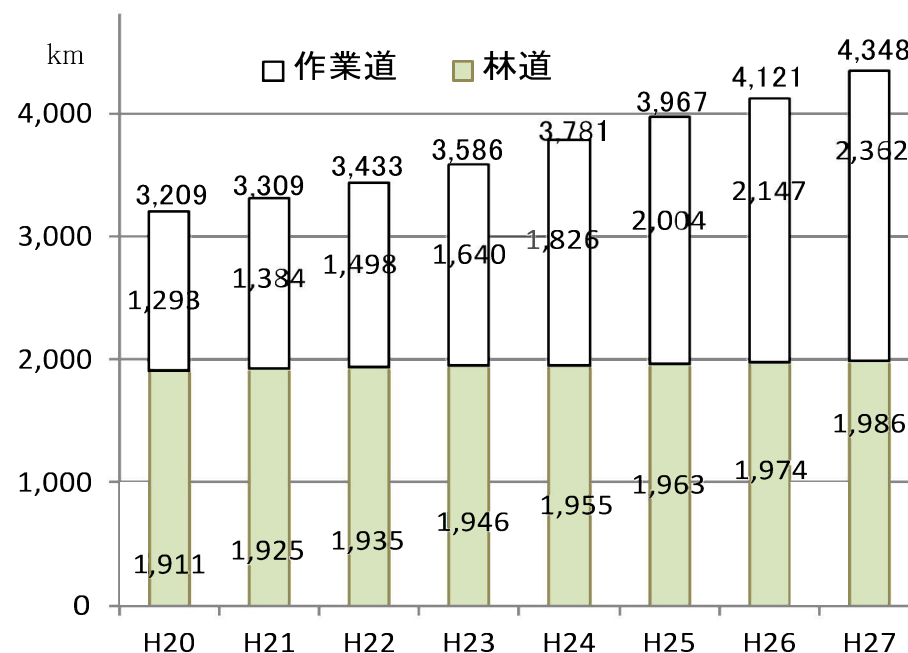
■ 林道



■ 作業道



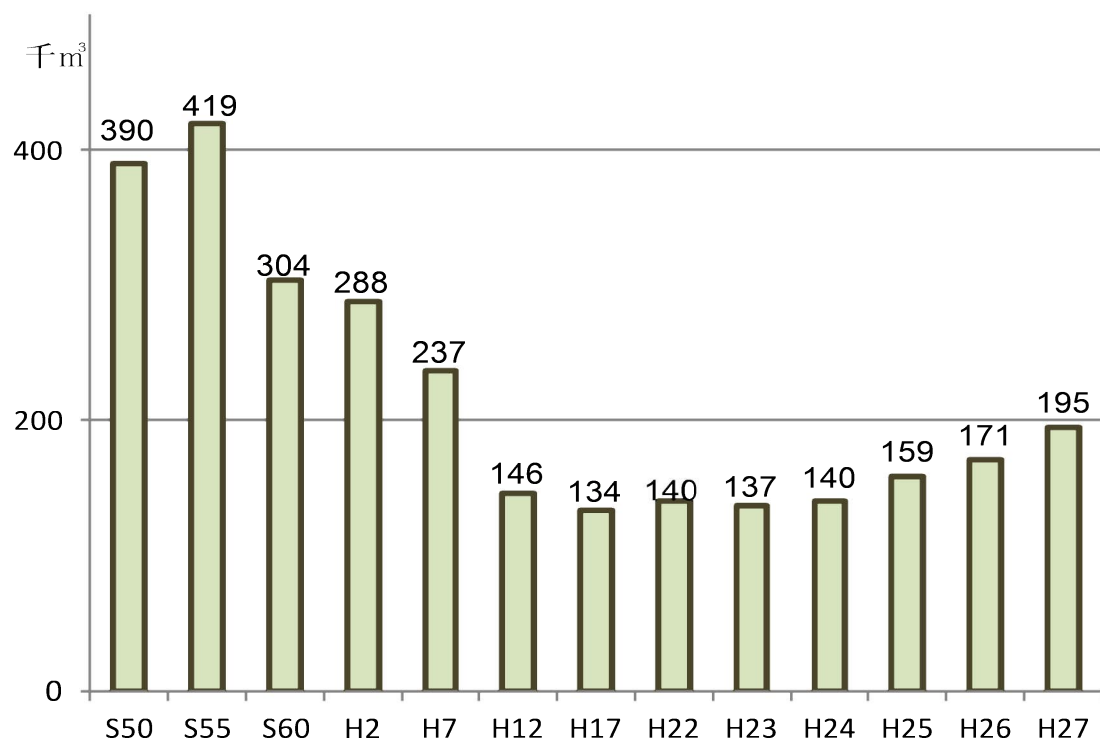
■ 路網整備の推移(累計)



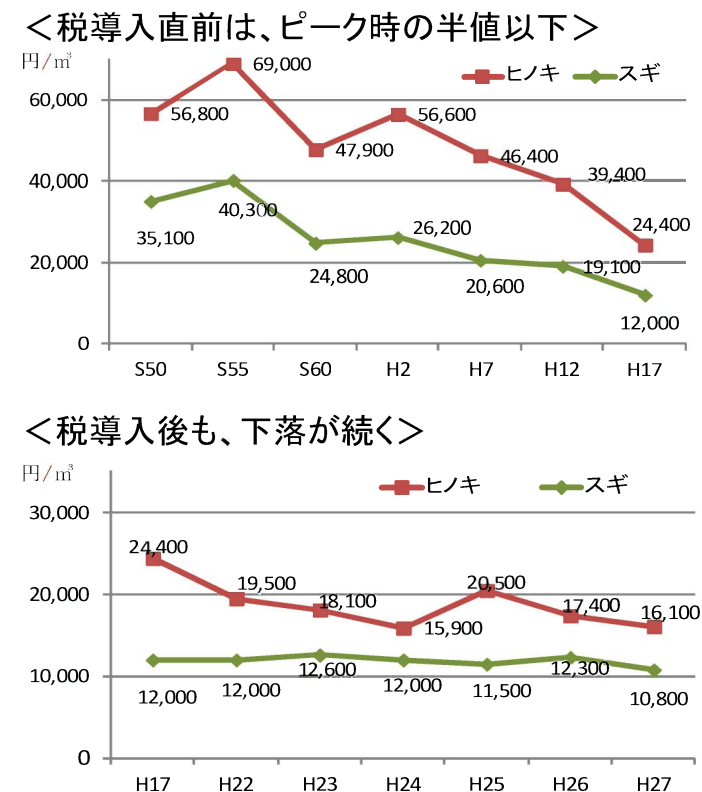
2 「林業経営の安定」の主な取組 (4) 原木生産

- 木材価格のピーク時(S55年)以降、原木生産量は減少傾向
- 近年は、林業経営が成り立つ人工林に集中して、原木の生産性向上と、主伐の推進等を実施し、原木生産量は増加傾向
- 今後も、原木の供給拡大対策を実施

■原木生産量の推移



■木材価格の推移



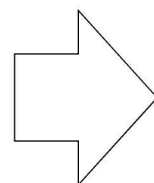
3 「森林の機能保全」の主な取組 (1) 荒廃森林の再生

しっかいちょうさ

- 税導入時に約2万9千haと推計された荒廃森林は、現地の悉皆調査を行い、林内の植生が消滅するなど、早急に手入れを必要とする荒廃森林約29,900haを特定。
- この特定した荒廃森林については、森林環境税を活用し、間伐等を実施し、平成27年度までの8年間で約21,000haを整備
- 平成29年度までに概ね再生する見込み



荒廃した森林



再生された森林

3 「森林の機能保全」の主な取組 (2) 保安林の指定

- 県では、水源のかん養・山地災害の防止など、森林の有する公益的機能上、重要な森林を「保安林」に指定
- 指定後は、公益的な機能を保全するため、森林法に基づいて一定の制限（立木竹の伐採、土地の形質の変更、植栽義務等）が課せられる

■保安林の種類

- | | |
|---------|--------|
| ①水源かん養 | ⑪なだれ防止 |
| ②土砂流出防備 | ⑫落石防止 |
| ③土砂崩壊防備 | ⑬防火 |
| ④飛砂防備 | ⑭魚つき |
| ⑤防風 | ⑮航行目標 |
| ⑥水害防備 | ⑯保健 |
| ⑦潮害防備 | ⑰風致 |
| ⑧干害防備 | |
| ⑨防雪 | |
| ⑩防霧 | |



ダム上流の水源かん養保安林

※ 本県の保安林は、水源かん養保安林80,469ha、土砂流出防備保安林21,672haなど合計 103,939ha

3 「森林の機能保全」の主な取組 (3) 治山施設の整備

○山地災害から、県民の生命・財産を守り、県民が安心して暮らせる生活環境を維持するため、「保安林」を対象として、治山施設を整備

■ 治山事業の実績

区分		単位	平成23	24	25	26	27年度
治山事業	治山ダム	基	128	103	135	94	74
	山腹工	か所	44	40	48	47	44

※ 山腹工:崩壊地等の拡大防止と森林への復旧を図る工事。
工種は、①崩壊斜面を安定させるための基礎工事、
②崩壊斜面に植生を導入する緑化工事に大別される。

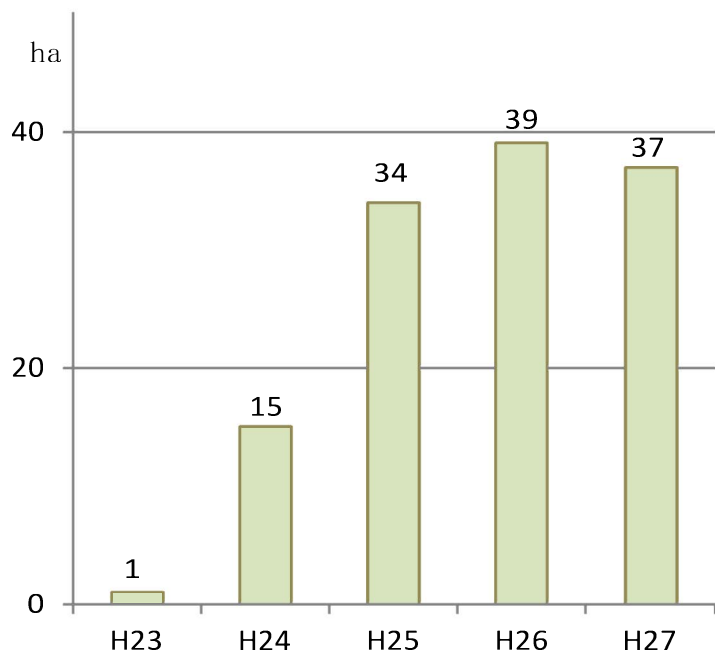


山地災害から人家や道路を守る治山ダム

3 「森林の機能保全」の主な取組 (4) 自然林への移行

○県では、立地条件等から林業経営が困難な人工林について、主伐後の天然更新※¹や強度間伐※²後の針広混交林※³化などにより、手入れが省略できる自然林への移行を推進

■天然更新面積の推移



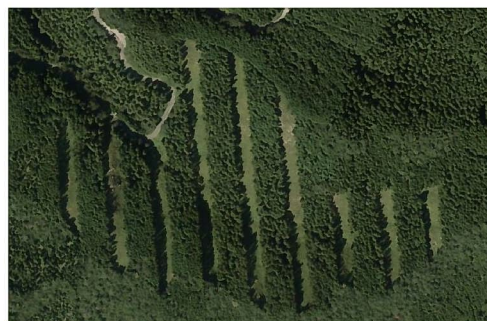
※¹ 天然更新: 種子が自然に落下し発芽するなど、天然の力によって次の世代の樹木を発生させること。

※² 強度間伐: 林内をより明るくし、種子が落下したとき発芽しやすい環境をつくるため、通常の間伐よりも本数を多く間伐すること。

※³ 針広混交林: 針葉樹と広葉樹が混じって生育する森林。

<取組事例>

ヒノキの人工林を列状に伐採し、跡地にケヤキやヤマザクラなどの広葉樹を植栽



針広混交林に誘導するために列状に伐採された森林(航空写真)



列状の伐採跡地に植栽されたケヤキ

4 森林の荒廃 (1)再生状況

- 林業経営が困難な人工林6万8千haを対象に、H20年度から現地のしっかいちょうさ悉皆調査を開始し、H26年度までに荒廃森林約29,900haを特定
- 特定した荒廃森林は、H29年度までに概ね再生する見込み

「森林の機能保全」
林業経営が困難な人工林
6万8千ha

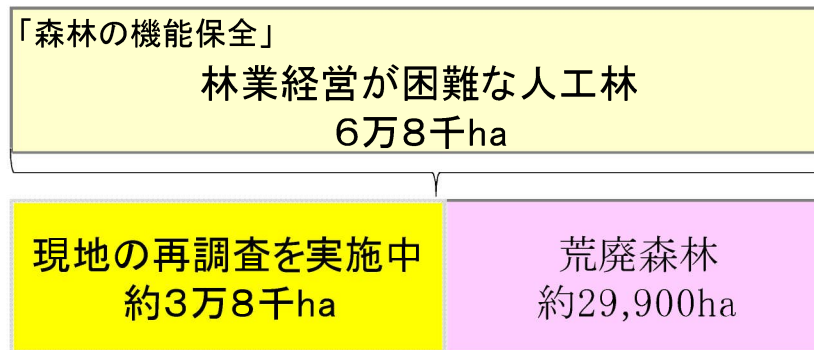
現地の悉皆調査を行い、
29,900haの人工林が荒廃していると特定

荒廃森林
約29,900ha

- 【判定基準】(①かつ、②又は③)
- ①概ね15年以上手入れがなされていない
 - ②下層植生が殆どない(25%以下)
 - ③表土が流出した形跡(雨裂、浮根)
又は流出土砂の堆積が認められる

4 森林の荒廃 (2) 今後の予測

- 特定した荒廃森林29,900ha以外で、新たに荒廃森林が発生する可能性があることから、現地の再調査を実施中
- 今後、公益的機能を発揮できなくなる恐れのある森林は、約3万ha
- この3万haに係る森林保全のための施策の検討が必要



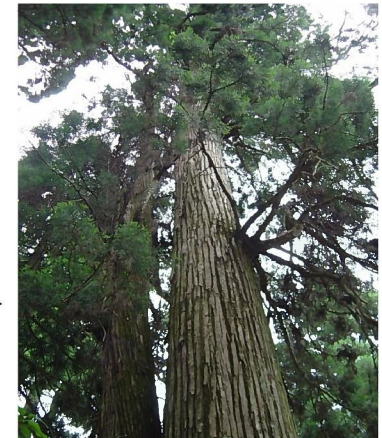
⇒ H29までに概ね再生し、
森林の有する公益的機能を発揮

<調査結果の見込み>

○ 今後、手入れをしなくても公益的機能を発揮 (約8千ha)

○ 今後、公益的機能を発揮できなくなる恐れ (約3万ha)

↓
森林保全のための施策の検討が必要



(例) 高齢級で、成立本数が少ないスギ林